第３　一般債権
１　定義
本協定による一般債権とは、特別清算債権のうち、担保権付債権に該当しない債権をいう。
２　特別清算債権者への第１回弁済
清算株式会社は、特別清算債権者南條廣二及び橋本静子を除く各特別清算債権者（以下「本特別清算債権者」という。）に対し、本認可決定確定日から１か月以内に、本開始決定日時点の一般債権（第２・４⑴の残余債権を含む。）の元本額の6.5％を、第１回弁済として支払う。
３　特別清算債権者への最終弁済
清算株式会社は、その資産の換価処分が終了した後遅滞なく、以下の方法にて最終弁済を行う。
ア　既に行った第１回弁済額を全て持戻し、弁済の基準となる本特別清算債権者の本開始決定日時点の一般債権（第２・４⑵の残余債権を含む。以下同じ。）の元本の額、及び全ての本特別清算債権者の本開始決定日時点の一般債権の元本の合計額（以下「一般債権元本合計額」という。）を算定する。
イ　弁済の対象となる弁済原資総額（第１回弁済における弁済総額を含む。）を前記アにより算定された一般債権元本合計額で除する方法により、基準弁済率を算定する。
ウ　前記アにより算定された本特別清算債権者の一般債権の元本の額に前記イにより算定された基準弁済率を乗じた債権をもって本特別清算債権者に対する弁済総額とし、同額から既に弁済済みの第１回弁済における弁済額を控除した残額をもって、最終弁済における具体的弁済額を決定する。
エ　清算株式会社は、前記ウにより算定された具体的弁済額を、本特別清算債権者に対し、最終弁済として支払う。
第４　免除
１　本特別清算債権者による免除
本特別清算債権者は、前記第３・３による弁済を受けたときに、残余の特別清算債権につき、その債務を免除する。
２　本特別清算債権者以外の特別清算債権者による免除
特別清算債権者南條廣二及び橋本静子は、本認可決定確定日に、特別清算債権全額につき、その債務を免除する。

静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（ヒ）第１２号

愛知県安城市高棚町郷65番地
清算株式会社　株式会社ケイ・アイズコーポレーション
代表清算人　石川　清春
１　決定年月日　令和７年５月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　協定債権
１　協定債権
協定債権者数及び協定債権額は次のとおりである。
協定債権者数　７名
協定債権額
元本及び特別清算開始決定日までの利息及び遅延損害金　44,953,246円
特別清算開始決定日以後の利息及び遅延損害金　額未定
第２　権利の変更
１　一般債権
⑴　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、石川清春の有する債権を除いた債権をいう。
⑵　一般債権の権利変更の一般条項
ア　元本及び特別清算開始決定日の前日までの利息及び遅延損害金
清算株式会社は、本協定の認可決定確定時から１か月以内に、一般債権を有する各債権者に対し、一般債権のうち元本及び特別清算開始決定日の前日までの利息及び遅延損害金の合計額に0.11968を乗じた額を弁済し、弁済時に協定債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
イ　特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金
清算株式会社は、一般債権を有する各債権者より、一般債権のうち特別清算開始決定日後の利息債権及び遅延損害金の全額について、前記アの弁済時に免除を受ける。
２　関係者債権
⑴　関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち、石川清春の有する債権をいう。
⑵　関係者債権の免除
清算株式会社は、関係者債権について、本協定認可決定確定時に全額の免除を受ける。
３　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、一般債権を有する各債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
４　端数の処理
本協定に基づく弁済額の算定に当たり、弁済額の１円未満の端数は切り上げる。
５　新たな財産が発見されたとき
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、一般債権を有する各債権者に、換価代金から必要な費用を控除した残額を各債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、本協定に基づく債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失う。
６　債権の移転があったとき
特別清算開始決定日以降、一般債権又は関係者債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の一般債権又は関係者債権の債権者とその有する債権の額を基準に本協定の各条項を適用する。

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和７年（ヒ）第１０１号

（本店所在地）和歌山県紀の川市打田131番地の37
清算株式会社　株式会社なだいコーポレーション
代表清算人　灘井　寿夫
１　決定年月日　令和７年５月26日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
２　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、本協定認可決定確定をもって、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
３　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上

和歌山地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１０２号

（本店所在地）和歌山県橋本市高野口町名古曽1320番地の１
清算株式会社　オーヤパイル株式会社
代表清算人　大家　健司
１　決定年月日　令和７年５月26日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有する者を「協定債権者」という。